

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年水戸市条例第45号。以下「条例」という。）第20条の2第1号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年7月18日

水戸市長 高 橋 靖

1 対象者の名称及び所在地

名 称 株式会社エヌ・ティ 代表取締役 仲田明弘 代表取締役 仲田妙子
所在地 埼玉県深谷市折之口284番地

2 公表の原因となった事実

対象者は、水戸市長から茨城県水戸市加倉井町字山谷1894番12及び同番32の土地における土地の埋立て等の許可を受けたが、埋立て等の高さが計画よりも約8.9メートル超過するなど、許可の内容のとおりに埋立て等を行わなかった。

このことから、対象者に対し、条例第19条第2項の規定に基づき、令和5年4月18日に、当該埋立て等について許可の内容のとおりに是正するよう命じたが、期日までに履行されなかった。